

# 当薬局から患者様へのお知らせ

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。どちらの医療機関の処方箋も受け付けし調剤いたします。
- 当薬局では、約 1 1 4 0 品目の医薬品を備蓄しています。在庫していない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが時間がかかることをご了承ください。
- 当薬局は、生活保護法・感染症法・障害者総合支援法等の各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方箋も調剤いたします。
- 当薬局では、服用薬剤の種類や服用経過等を記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認すると共に、薬の安全性・有効性を確保することに努めます。また、複数の医療機関から薬剤が処方されている場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局では、お薬の効能や注意が必要な内容を、文書にして提供しています。また、必要に応じて、服薬に係る手技指導も行います。
- 当薬局では、処方内容や必要事項をお薬手帳に記載させていただいておりますので、ご提示ください。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。
- 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、患者さんの了解のもとに、患者さんがお薬をお使いになっている状況などについて、患者さんもしくはご家族、医師へ情報を提供させていただくことがあります。
- 当薬局では、お使いのお薬に関する重要な情報を新たに入手した場合に、患者さんへお知らせする取り組みを行っております。
- 当薬局では、入院を予定している医療機関からの求めに応じて、必要な聞き取り等を行い、当該の医療機関へ情報提供する取組を行います。
- 当薬局は、通院が困難な方で処方箋による医師の指示がある際は、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。



# 当薬局の厚生労働大臣が定める施設基準について

- 当薬局では、厚生労働大臣の定める以下の施設基準に適合しており届出を行っております。
  - ・ 調剤基本料 1
  - ・ 後発医薬品調剤体制加算 3
  - ・ 在宅薬学総合体制加算 1
  - ・ 医療 DX 推進体制整備加算
  - ・ 特定薬剤管理指導加算 2
  - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
  - ・ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算
  - ・ 在宅中心静脈栄養法加算
  - ・ 無菌製剤処理加算



## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。なお、明細書には、使用した薬剤の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。



# 介護保険サービスの提供について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間 ※なお緊急時は下記の限りではありません。

月・火・水・木・金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～14:00

日曜・祝日 休み

## 3. 利用料金

単一建物居住者が 1 人 518 単位（情報機器を用いて行う場合は 46 単位）

単一建物居住者が 2～9 人 379 単位（情報機器を用いて行う場合は 46 単位）

単一建物居住者が 10 人以上 341 単位（情報機器を用いて行う場合は 46 単位）

※麻薬の管理や中心静脈栄養を行っている方は、上記単位に所定点数が加算されることがあります

茨城県知事指定介護保険事業所  
事業所番号 第 0840441893 号



株式会社 幸加也  
あおぞら薬局 友愛前店

# 指定居宅療養管理指導事業者運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

1. あおぞら薬局 友愛前店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、あおぞら薬局 友愛前店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

1. 従業者について
  - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
  - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、あおぞら薬局 友愛前店の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前9:00～午後18:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、古河市、野木町を主とし、直線距離半径16kmを目安とする区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤等の居宅への配送
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
- ・薬剤服用歴の管理
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの距離により往復交通費を実費徴収することがある。自動車を利用した場合も実費徴収することがある。（1kmにつき30円）

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. あおぞら薬局 友愛前店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、あおぞら薬局 友愛前店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は令和7年1月1日より施行する。



株式会社 幸加也  
あおぞら薬局 友愛前店

# 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

当薬局では、以下の療養給付と直接関係ないサービス等については、実費で徴収をさせていただいております。その際、患者様には同意書に署名をしていただき、患者様の同意のもとで徴収いたします。

- 患者様ご希望による一包化（薬剤をまとめる）の手数料

7日毎に 340 円（税込）

- 患者様の希望による服薬カレンダー

1 個 100 円（税込）

- 薬剤の郵送料（オンライン服薬指導や患者様ご希望の場合）

配送業者に応じた費用

- 在宅医療や調剤した薬剤を持参する際の交通費（徴収する場合）

1 k m毎に 30 円（税込）

- 容器代（追加で患者様が希望した場合 いずれも税込）

|       |          |       |          |      |
|-------|----------|-------|----------|------|
| ・ 水剤用 | 100ml 以上 | 100 円 | 100ml 未満 | 50 円 |
| ・ 軟膏用 | 100g 以上  | 100 円 | 100g 未満  | 50 円 |



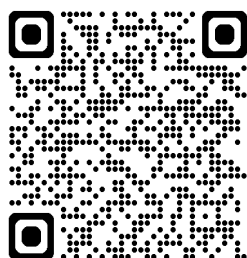
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を  
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# オンライン資格確認による情報の取得・活用について

当薬局では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、診療情報や薬剤情報等の取得・活用、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用などにより、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

